

# 明治期における香取神宮の祭祀改変について

吉野 亨

はじめに

香取神宮は、明治十八年（二八八五）に旧儀の祭典を改廃し、新たに年中祭典を定めた。当時定められた年中祭典を記した『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』には、十五の祭典が記されている。<sup>(1)</sup>（表一）

表一、『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』に載る年中祭典

月日	祭典名	月日	祭典名
一月一日	歳始祭	六月一日	流鏑馬式
	新年拝賀式	六月日	道饗祭
一月二日	又見歳始式	六月三十日	大祓式
一月三日	奏樂始		月次式日祭
	元始祭	七月一日	月次式日祭
一月四日	社廳々務始	八月一日	月次式日祭

四月三日	延引申告祭	月日	團碁祭
四月一日	平年軍神祭御船遊	月日	側高祭
三月二十日	神武天皇御陵遙拝	月日	内陣御神樂
三月日	春季祭	月日	賀詞祭
三月一日	奥宮祭（中祀）	月日	大饗祭次第
二月十五日	月次式日祭	月日	神饌調進式
二月十一日	祈年祭	月日	大饗祭神事始
二月一日	紀元節祭並神武天皇遙拝式	十一月二十三日	月次式日祭
一月三十日	月次式日祭	十一月三日	新嘗祭
一月十六日	孝明天皇御陵遙拝	十月一日	天長節拝賀
一月五日	星鎮射禮式（中祀）	十月十七日	月次式日祭
	鍛始祭（小祀）	十月一日	神嘗祭遙拝式
	弓始祭（中祀）	九月日	月次式日祭
	山口祭（小祀）	九月一日	秋季祭

四月十一日	山口祭	月日	鹿嶋新宮祭
	軍神祭出興	月日	匝瑳祭
四月十三日	御列祭	月日	返田祭
四月十四日	軍神祭還御	月日	又見祭
四月十五日	大戸祭奉幣	月日	鎮火祭
月日	月次式日祭	十二月三十一日	大祓式
五月一日	御田植祭		除夜祭
五月五日	月次式日祭次第		

この新たな年中祭典と明治維新前の祭典について、明治期に記された『維新前年中行祭典式稿』<sup>(2)</sup>『香取宮年中祭典』<sup>(3)</sup>に見える維新前の祭祀と比べると、年中祭典の数のみならず、個々の祭祀における式次第にも変更が及んでいる事が伺える。

では何故、香取神宮での祭祀改変はおこなわれたのか。『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』の序文にはこのような記載がある。<sup>(4)</sup>

依テ八十余名ノ神官等該封土ヲ配當シ、各々其料足ヲ出シテ、年中九十余箇度ノ祭事怠ル事ナク勤仕シ、以テ三百有余年ヲ相續シタリキ、茲ニ明治維新ノ時ニ際シ、五年六月 官令ヲ下シ、世襲神官ノ舊慣止メ、神

社ヲ改革シ、大少宮司・正權禰宜・主典及ヒ等外出仕等二十余名ヲ置キ、國庫金定額ヲ下行シ、祀典ヲ修メシメ、又十年十一月神宮并官國幣社神官ヲ廢シ、更ニ宮司・禰宜・主典ヲ任シ、祭儀ヲ専ラニセシメラル、幸ニ小臣等再任命ヲ忝フスルト雖モ、如何ニセン、慣例ノ儀式盛大ニシテ、奉務ノ職員僅少ナルカ故ニ、祀典ヲ全フスル事能ハス、依テ謹テ舊章ニ由リ、時宜ヲ斟酌シ、而テ更ニ制ヲ立テ、式ヲ定メ、茲ニ其施行スル所ノ禮典ヲ録シ、一綴ト成シテ、以テ永年ノ規範ト為ントス、然ト雖モ、後世尚ホ古式ヲ興シ、舊儀ヲ復ス事アラハ幸甚、

香取神宮宮司正七位 香取保禮  
 香取神宮禰宜 伊東泰歲  
 香取神宮主典 額賀大重  
 香取神宮主典 香取致恭  
 香取神宮主典 香取由道  
 香取神宮主典 緒方是常

傍線筆者

序文の内容を見る限り、「慣例ノ儀式盛大ニシテ、奉務ノ職員僅少ナルカ故ニ、祀典ヲ全フスル事能ハス、」という事情が、祭祀改変のさしあたっての理由と推察されるが、実情はいかなるものであったのか。本稿では、香取神宮に

おける明治期の祭祀改変の实情と背景事情について、明治期に残された記録から考察を行いたい。

## 一、明治期における祭祀改変

香取神宮では明治十八年に新祭典が定められた。『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』の序文を見る限りは、旧儀を改廃したことが窺える。このような祭祀の改変は、香取神宮のみならず、伊勢神宮はじめ全国にて起きた事象であった。<sup>(5)</sup>

この明治期における祭祀改変の实情について、桜井勝之進「神社祭祀研究覚え書」では、「明治維新はすべての神社を国家の宗祀としたので、祭祀の解釈にも内容にも一大変化を招来したことは周知のことであるが」と断った上で、<sup>(6)</sup>

その大きな変革についての詳細な考察があまり進んでいないのはどういふわけであろうか。

世襲の祀職があらためて新制度のもとで祀官にとり立てられるとか、あるいは氏子の中に確立されてきた制度がそのまま伝承されるとか、あるいはまた記録の詳細なものが存して、これを新時代の祀職が忠実に踏襲する等々、何れかの配慮によって伝統が守られない限りは、古来の旧儀は新しい神学のもとで大きく改変

をうけざるを得なかった。伝統主義の権化とさえ見られている神宮においてすら、その変貌の甚だしきはい半ばにすぎるものがあることは、少しでも新古の文献を照合した者の知るところである。神宮が格別の社であるだけに、かえってその改革にも神宮祭祀の学に無縁の人々のイデオロギーが絵大きく影響したといえよう。

その他の神社にあつても明治の変化の様相は一樣ではない。当時公布された中央および府藩庁などの令達によつてもおよその意図と方向は察知できるけれども、実際については個々の神社のおかれた諸条件により著しい差異があるので、この方面についての研究は今後のまつところが極めて大きい。

と、この分野の研究が実は進んでいないこと、今後の進展を待つところが多い、ということが指摘されている。<sup>(7)</sup>では、櫻井の言う如く、この分野の研究は進んでいなかったのか。また現在の研究はどうなのか。

櫻井が「神社祭祀研究覚え書」を書いた頃、平井直房が「特殊神事の変容―出雲国造の新嘗会と火継ぎ神事をめぐって―」にて、明治以降における新嘗会と火継ぎ神事の持続と変容について論じている。<sup>(8)</sup>

又、櫻井が例として挙げた神宮について中西正幸『神宮祭祀の研究』七章「明治の新祭祀」において、神宮における明治期の祭祀の改変について論じている。<sup>(9)</sup>櫻井が触れた通り、神宮でさえも祭祀の変貌甚だしかったことが、中西の論考から改めて確認することができる。

さて平井・中西が論じているのは、古儀から新儀へ変容していく、その経過と背景事情である。平井は、「祭祀における持続と変容の様相」<sup>(10)</sup>を明らかにすることと主眼を置き、中西は「祭祀を考えゆく場合、この十数年間にわたる伝統と変革、新旧ふたつながらの理念が交錯しあうのを検討する」<sup>(11)</sup>として、祭祀の変容とそれを取り巻いていた時代状況を描き出している。

櫻井が指摘する通り、出雲・神宮の事例における祭祀の変容は、その事情を大きく異としていることが先行研究より窺える。また、櫻井の「古来の旧儀は新しい神学のもとで大きく改変を受けざるを得なかった」という指摘は、少なくとも、平井・中西の論を見る限り、肯定的にとらえられよう。だが、改変を受けることと、それを受け入れることとは又異なるであろう。となれば、「明治の一大変化」の影響を受けた神社の現場はどのような対応をしたのであろうか。櫻井自身も「その他の神社にあっても明治の変化の様相は一樣ではない」<sup>(13)</sup>と述べるように、祭祀改変につい

ての研究は具体的事例、特に神社と言う現場における変化への対応について、研究を積み重ねてゆく必要性があると考える。

そこで本稿では、明治期における祭祀改変の一事例として、香取神宮の祭祀改変について考察を試みる。考察において主眼とするのは、神社という現場における「明治の一大変化」の影響の有様と、年中祭典の変容経過とその背景事情である。よって、明治期の香取神宮を取り巻いていた環境の変化を把握し、明治維新前の旧儀と明治十八年制定の新儀を比較することで、その関係性と新祭典制定の意図を問う。

尚香取神宮では明治期に入り、『香取神宮祭祀式』『香取神宮年中御祭典儀式帳』『香取宮年中祭典記』『維新前年中祭典式稿』『祭典舊儀下調書』という明治維新前の旧儀について記した書物が編纂されていた。これら旧儀を記録した書物が、何故明治期に多く編纂されたのか、新祭典制定との関係性があるのか、その点も踏まえ検討してゆきたい。

## 二、維新前の香取神宮

まず、香取神宮における年中祭典が如何様な様相を呈していたか、確認することにする。

香取神宮旧来の年中祭典は、本社および摂社末社を含め

九十六の神事で構成されていた。(表二)

		表二、香取神宮における年中祭典	
月日	祭典名	月日	祭典名
正月元旦	元朝神事	十月廿四日	相撲祭當降神々事
	大御饌捧	十月廿五日	大饗祭當降神々事
	御古波物神事		神事始
	司召神事	十月廿七日	相撲祭御饌米清洗
	宮積神事	十月廿八日	大饗祭御饌米清洗等
	内陣開扉		相撲祭大御饌炊
	元三祭大御饌神事		相撲祭献備物切盛
正月二日	正月二日夜神事	十月廿九日	大饗祭大御饌炊及 献備物切盛
	又見神社神事		相撲祭大御饌捧
正月三日	竈神社々前御占神事		相撲大御饌神事
	裂々神社前御占神事	十月晦日	大饗祭大御饌饌捧
正月四日	山口祭(年葉神事)		大饗大御饌神事
	御戸鎮神事	十一月朔日	賀詞祭献備物切盛
	竈神社矢の神事		相撲大饗河祭賀詞神事
	裂々神社矢の神事	十一月二日	相撲祭當送神々事
正月七日	元三祭當賀詞祭献 備物切盛		夜神事
	七種神事	十一月三日	大饗祭當送神々事
	白馬神事		夜神事

正月八日	元三祭賀詞神事	十一月四日	饗膳・御扉開神事
	祭祀神符拜受神事	十一月五日	酒振舞
	元三祭當神送神事		御扉鎮神事
正月七日以後日	修正會	十一月六日	西宮神事
正月十一日	鎌入神事	十一月七日	側高神事
	神樂奏始		堀祭・白状祭
正月十四日	追儺		橋祭
	花園神社布留引神事		團子神事
正月十五日	小豆粥献供		靈神社神事・同社 藏神事
正月十六日	射禮神事	十一月初酉	側高神社初酉神事
二月巳午日	一萬燈	十一月九日	鹿嶋新宮神事
三月上巳午日	神幸祭	十一月十日	若宮神事
三月三日	上巳ノ祝儀	十一月十一日	匠達神社神事
四月四日	竈清神事・開扉神事	十一月十二日	日王子神事
四月五日	御田植神事	十一月十三日	返田神事
	御扉鎮神事	十一月十六日	火王子神事
五月五日	端午神事	十一月十七日	息栖神事
	流鎗馬式		穎穂神事
六月晦日	大祓	十一月十八日	又見神事
八月上子日	新飯祭當降神々事	十一月十九日	又見神事
	竈清神事・新飯神事	十一月廿日	夜神事
八月上丑日	新飯献供		馬場殿神事

	側高神事新飯神事	十二月廿一日	八郎王子神事
九月九日	月日神事	十二月廿二日	元三祭切封神事
十月十七日	相撲祭切封神事	十二月廿三日	元三祭試神事
十月十八日	大饗祭切封神事	十二月廿四日	元三奉行寄合
十月十九日	相撲祭試神事	十二月廿五日	元三祭神招神事・ 同神事始
十月廿日	大饗祭試神事	十二月廿七日	煤払神事
十月廿二日	相撲祭當奉行寄合	十二月廿九日	元三祭御饌米清洗
十月廿三日	大饗祭當奉行寄合	十二月晦日	元三大御饌炊

これら旧祭典で特に注目すべきは「五箇度の大神事」と呼ばれる祭祀である。<sup>(14)</sup>「五箇度の大神事」は年中祭典において、御扉開神事・御扉閉神事を伴う重儀で、正月元三神事・三月神幸祭・四月御田植神事・八月新飯神事・十月相撲大饗神事を指す。この大祭の重儀ぶりは『香取年中行事絵巻』<sup>(15)</sup>や『香取宮年中祭典記』<sup>(16)</sup>の正月元三祭の絵図に数多の祀職―六十九名―が着座している光景からもわかる。

その「五箇度の大神事」には、「祭當」と呼ばれる祀職が選ばれ奉仕をしていた。「祭當」とは、年の初め正月七日の「神符拝受」で「御神符」を受けた祀職を言い、その年の「五箇度の大神事」何れかに奉仕する。その年の「祭當」に選ばれた祀職は、「祭當」である旨と汚穢不浄を忌む旨を記した高札を自宅に立て、潔斎の生活を行う。<sup>(17)</sup>また、

「五箇度の大神事」の祭礼前日には自宅にて、假殿を設け神事を行う役割を果たしていた。<sup>(18)</sup>この「祭當」の仕組みは、輪番制であり、八十数名の祀職がいた維新前の香取神宮における一つの特徴であると言える。

これら年中祭典を支えたのは、豊かな経済基盤であった。香取神宮の経済基盤は、神宮周辺における社領であった。古来香取神宮は、下総国香取郡を神郡としていた。また中世の文献をひも解けば、香取周辺の葛原牧・小野・織幡・加符・相根・二俣・大畠・佐原・津宮・返田・丁子・追野・小見・木内・福田等が、香取社の管轄する社領として挙げられている。又、天正十九年（一五九一）には徳川家康より香取郷の内、千石を寄進されており、<sup>(19)</sup>このほか中世以来の領地を各祀職が保持し、これら領地が祭祀用途等に充てていた。

そしてこれら社領の管理及び、祭祀の奉仕を行ったのが八十九の祀職である。（表三）

両社務	大宮司	大禰宜	
六官	宮之介	權禰宜	物申祝
奉行	惣檢校	大祝	副祝
		權之介	行事禰宜

		女職		神樂人	膳部所							庭上神主		内院神主						
坂中命婦	天道命婦	物忌	笛大夫	四郎大夫 兵衛大夫	權判官 角案主	佐原欄宜	權次郎祝	側高祝	油井儻杖	文三郎祝	修理檢校	源太祝	三郎祝	押領使	堀口神主	六郎神主	大神主	分飯司	高倉目代	録司代
和田命婦	十郎命婦	八乙女		近藤大夫 孫大夫	木守判官	秀屋長	吉原儻杖	返田祝	迫田儻杖	小長手	幣所祝	五郎祝	塙祝	六郎祝	大長手	小井土神主	四郎神主		正檢非違使	田所
堀川命婦	松山命婦	大命婦		民部大夫 三郎大夫	正判官	神子別當	土器判官	鍛冶儻杖	大細工	中祝	郷之長	酒司	權祝	欄宜祝		中幣神主	次郎神主		權檢非違使	案主

		神夫		
鏡命婦	菰長神夫	神子別當		
御読経所	二ノ神夫	新藤神夫		
圓壽院	別當	宿直惣使		
神主供僧	定額代	定使		
讀師	又見	一ノ神夫		

香取神宮では、社務を掌る大宮司、同じく社務を司り神宮内院を掌る大欄宜を合わせて両社務と呼ばれていた。この両社務の下に内院神主・庭上神主などの祀職らが、香取神宮の旧儀を支えていた。<sup>20)</sup>

これら香取神宮の経済・祭祀の運営が、明治維新を期に大きく改変してゆく。

まず明治四年（一八七二）一月五日に神社寺領を収め、府藩縣に帰属、土地を行った。この時、當年分の神領からの収入は、下付の形がとられた。また、明治四年（一八七二）から明治六年（一八七三）までの三カ年は、地租半額を下付されることとなった。<sup>21)</sup> 旧来、経済基盤となっていた社寺領はすべて、国の物となり、香取神宮の経営は大きく転換してゆくことになる。

次いで、明治四年（一八七二）五月十四日、世襲の神職を廃し、神職を精選補任することが布告された。香取神宮は、官幣大社であったので、大宮司・欄宜・權欄宜・主典

と公布され、大宮司として大中臣（香取）保礼、大禰宜として大中臣国雄が補任されることになった。<sup>22</sup>翌年の明治五年（一八七二）一月二十日には、香取神宮大宮司以下神官に対して解職が申しつけられ、同年六月八日、教部省にて、大宮司を奏任官として欠したまま、少宮司に香取保礼、禰宜に香取義風・伊藤泰歳が任ぜられた。<sup>23</sup>同年同月二十三日には朝野泰彦・額賀大重・今泉潔・尾形是眞らが禰宜として任ぜられ、また香取致恭ら五名が主典、高木英武ら七名が外出仕として任ぜられた。<sup>24</sup>旧来の祀職から比べれば六十名余り減って、わずか二十名の祀職で、香取神宮を運営してゆくこととなった。

経済・神職が大きく変わる一方でまた、祭祀の在り方にも変化が訪れる。それは明治八年に式部寮より布達された神社祭式である。神社祭式の内容は、官幣國幣官社式の祈年祭・新嘗祭・例祭、府県郷村社式の祈年祭・新嘗祭・例祭、以上の祭式、及び官社以下の一一般規範として、元始祭・神武天皇御陵遙拝・皇大神宮遙拝・天長節・大祓の規定で構成されている。これらが全国神社が行う祭祀として布達、香取神宮もこの祭祀の執行を行った。

神社祭式の布達より四カ月後の明治八年（一八七五）八月二十日には例祭が行われ、地方官代理として木間瀬柔三が参向、<sup>25</sup>同年十一月二十三日には新嘗祭に地方官代理とし

て木間瀬柔三が参向している。<sup>26</sup>神社祭式に随い例祭・官祭が執行され、長官代理が参向していたことが分かる。しかし、旧来、香取神宮において、例祭日にあたる八月二十日―古例では八月上子・上丑の日―には新飯神事―または新嘗祭とも―と呼ばれる初穂献納の儀礼が執行されていた。つまり、官祭である新嘗祭と旧祭祀である新飯神事、二つの新穀献納儀礼が行われていたことになるのである。<sup>27</sup>この新飯神事は、明治十八年の時点で廃止され、官祭の新嘗祭が執行されている。

兎角、明治維新を境に旧来の体制から香取神宮は著しく変化した。少なくとも表面上の変化として、経済基盤の変化・祀職の変化・祭祀の変化があったことが確認される。では、明治十八年に新祭典制定に至る経過はどのようなものであったのか。『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』の序文のような理由が、祭祀改変の背景として存在しているのか考察したいと思う。

### 三、祭祀改変の経過

『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』の序文をもう一度振り返ってみると、「慣例ノ儀式盛大ニシテ、奉務ノ職員僅少ナルカ故ニ、祀典ヲ全フル事能ハス、」ということが、「依テ謹テ舊章ニ由リ、時宜ヲ斟酌シ、而テ更ニ制

ヲ立テ、式ヲ定メ」た理由と推察される。これらの文意を改めて考えてみる。

「慣例ノ儀式盛大ニシテ」とあるが、これは前述の「五箇度の大神事」を含んだ年間九十六の祭祀があつた事を示していると考えられる。また「五箇度の大神事」に限つて言えば、祀職総出の祭典であつた。その事も加えると、旧来の儀式が盛大であつたことは脚色でも無く、また美辞でも無いことが窺える。

次に「奉務ノ職員僅少ナルカ故ニ、祀典ヲ全フスル事能ハス」とあるが、これが祭祀改変の直接的な理由と推察される。「奉務ノ職員僅少ナルカ故ニ」とは、明治五年（一八七二）の祀職の解職、少宮司以下の補任、そして明治十年（一八七七）の神官廃止による、祀職の激減を指していると思われる。前述の通り、旧来の祀職は八十九あり、その祀職らが祭典に奉仕しそれぞれの役割を果たしていた。それが明治五年には二十名程にまで減少され、さらに明治十年に神宮并官幣社神官が廃され、新たに宮司一人禰宜一人主典五人となり、更に削減された。その中で、「祀典」つまり「慣例ノ儀式」を執り行うことは困難であつたことが考えられる。

そこで、「依テ謹テ舊章ニ由リ、時宜ヲ斟酌シ、而テ更ニ制ヲ立テ、式ヲ定メ」ることで、祭典を執行しようとし

た事が窺える。では、「謹テ舊章ニ由リ」という「舊章」とは何なのか。これは、明治期にまとめられた、維新前の祭典を記した『香取神宮祭祀式』をはじめとする記録類にある祭典次第を指していると考えられる。

まず、明治二年（一八六九）神祇官に提出する草稿を写した『香取神宮祭祀式』、明治四年（一八七二）に書きあげられた『香取神宮年中御祭典儀式帳』、明治四年ごろ舊祀職録司代であつた香取豊敏『香取宮年中祭典記』、明治十七年（一八八四）に禰宜である伊藤泰歳により記された『維新前年中祭典式稿』<sup>(31)</sup>、また同年ないし明治十八年（一八八五）に伊藤泰歳が記した『祭典舊儀下調書』<sup>(32)</sup>がある。これらの記録は、明治維新前における香取神宮旧祭典の式次第等を記したもので、維新前の祭典を知る上で貴重な資料である。おそらく、これらの記録類を元にして、『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』は制定されたと考えられる。

では、旧儀と新儀どのような改変が行われたのか。まず年中祭典の比較を行うことにする。

旧儀で九十六行われていた祭典は、明治十八年に至り十五まで縮小されている。

まず年中祭典で重儀であつた「五箇度の大神事」の内、正月元三神事・新飯神事・相撲神事及び、これらに関係する「祭當」が行う神事はすべて廃止されている。残つた神

幸祭は永禄十一年（一五六八）以来途絶したものを明治八年（一八七五）に復興し、御田植祭・大饗祭は祭典規模の縮小にてかろうじて存続したが、「御扉開」「御扉鎮」の神事は廃絶された。年中祭典の多くはこの「五箇度の大神事」に関わるものが多く、「祭當」制度が意味をなさなくなった故、「祭祝神符拝受神事」や「五箇度の大神事」にて「祭當」邸宅で行われる神招や神送など付随的な神事もすべて廃止したと考えられる。また、「元朝神事」「御古波物神事」「司召神事」「宮積神事」といった年頭儀礼が大幅に縮小され、歳始祭・新年拝賀式と名を改め存続し、撰末社の神事は祭典規模縮小をして継続する形をとった。

では、明治十八年の新祭式制定まで、年中祭典が如何様な変遷をたどったか、明治六・七年頃に当時補宜であった伊能穎則により書かれた『年中祭典祝案』と同じく伊能穎則により明治十年（一八七七）記された『明治儀式祝詞案』から、旧儀から新儀への変遷が見て取れる。（表四）

表四、祝詞案に見る祭典名

『年中祭典祝詞案』		『明治儀式祝詞案』	
旧儀	新儀	旧儀	新儀
歳始祭	歳始祭	歳始祭	歳始祭
新年賀詞	新年賀詞	新年賀詞	新年賀詞

又見神社祭	一月一日祭	歳始大饗祭	
又見神社祭		又見神社祭	
山口祭	元始祭	山口祭	元始祭
弓始祭		弓始祭	
白馬祭		白馬祭	
歳始祭直会賀詞		歳始祭直会賀詞	
布留引神事		布留引神事	
鎮星祭	土御門宮	鎮星祭	孝明天皇遙拜
	紀元節遙祭・同神前		紀元節遙祭・同神前
	祈年祭		祈年祭
春季祭		春季祭	
撰社八所招神・同遙祭・同送神		撰社八所招神・同遙祭・同送神	
末社二十二所		末社二十二所	
班幣		班幣	
	檀原宮四月三日		神武天皇祭
	御船遊申告		軍神祭報告
	行宮造進		行宮造進祭
	御船「木」伐		御船代造進祭
	山口祭		



『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』から比べると、年頭の「歳始大饗祭」、「布留引神事」「歳始直会賀詞」や、摂末社の神事である「摂社八所神招・同遙祭・同送神」「末社二十二所奉幣」「日王子社祭」「火御子社祭」「息洲社祭」「馬場殿祭」「八郎王子祭」が年中祭典に残っていることが見て取れる。少なくとも明治七年から十年のころには、祝詞案に載る祭典の執行を想定していたことが考えられる。しかしながら、明治十八年の時点では、これら祭典が廃止されていることから見ても、想定していた年中祭典に不備もしくは執行不可能な事情が生じたと考えるのが妥当と言える。このことについては明治十年の神官廃止の問題が関わっていると考えられる。祝詞案「歳始祭祝詞」を見ると、『大宮司姓名』『少宮司何某』『禰宜何某・何某』『權禰宜何某・何某以上四名』『主典何某・何某以上五名』とあり、奉仕者が想定されている。明治六年に禰宜として任ぜられた伊能は、その時の祀職の構成から祝詞案の奉仕者を記したものと推察される。しかし、明治十年には神官廃止により、職員はさらに減ることになる。つまり、『年中祭典祝詞案』『明治儀式祝詞案』が作成された明治七年から十年頃は明治五年以降の神官制度に基づき祝詞案を作成したことが推察される。その点を踏まえると、年中祭典そのものも当時の神官制度に照らして勘案されていたと推測できる。

それは『年中祭典祝詞案』『明治儀式祝詞案』に年始における「歳始大饗祭」旧儀では正月元三神事という「五箇度の大神事」の一つが組みこまれていることから推察される。祀職の総出の大祭典であった正月元三神事は、その実十月の相撲神事・大饗神事とはほぼ同じ祭典内容であった。「歳始大饗祭」が明治七年から十年の時点でどのような祭典規模で行われていたのかは定かではないが、当時の神官数に合わせる形で行われていたことは想像に難くない。何故ならば、すでに大饗神事は、その神事形式を大幅に縮小する形で祭典に組み込まれていたからである。

『香取神宮祭式』や『維新前年中祭典式稿』に見る大饗神事は、相撲神事と鏡合わせのような神事であり、「神事始」から両祭は始まり、「相撲大饗賀詞神事」にて終わる大祭典であった。そのような神事が祝詞案では、「大饗祭神事始」「大饗祭」「大饗祭直会寿詞」の三祭典にとどめられている。少なくとも、祭典を維持する上での規模縮小の形がこの三祭の執行であったと考えられる。とすれば、大饗神事と同様の祭典形式をもつ正月元三神事は、大饗神事と同じく祭典規模が縮小されるも存続の形が想定され、祝詞案も編まれていたことが考えられる。しかし、明治十年の神官廃止にもなう人員削減は、「歳始大饗祭」をはじめとする縮小した祭典ですら執行おぼつかない状態へなった

のだと推察される。もちろん、人員削減に伴う定額金の減額も、祭典費を圧迫したことは想定されるが、現資料からは人員削減による祭典の規模縮小を推測するにとどまる。

よって、明治七年から十年にかけての祭典数が明治十八年制定の新祭典と比べその数が多かったのは、想定された神官の数が多かったことが一因として考えられるのである。新旧祭典の比較から、凡そ年中祭典の規模は縮小傾向、個別には祭典規模を縮小し、少ない神官での奉仕でも執行できうる祭典へと改変されたことが、『年中祭典祝詞案』『明治儀式祝詞案』の祭典の推移から、想定される。

ここで考えなくてはならないのが、規模縮小された旧儀が如何様な式を以て存続せられたのか、という点である。たしかに、年中祭典はその規模を縮小され、多くの旧儀が廃止されたことはこれまで見てきた通りであるが、残った旧儀がどのようにして存続が図られたのか、祭祀改変の経緯を知る上でも重要である。ここでは、「五箇度の大神事」の内、中世・近世を通し明治まで存続が図られた大饗祭の存続と、変容について確認する。

#### 四、大饗祭の持続と変容

大饗祭が旧来「五箇度の大神事」の一つであり、相撲神事と共にかがみ合わせのような神事であったことは、凡そ

述べた通りである。では旧儀における大饗祭はどのような祭典で、それが如何様な規模縮小をして持続せられたかを見てゆきたい。以下(表五)に旧儀・新儀の大饗祭次第を示す。

		表五、旧儀・新儀における大饗祭	
月日(旧暦)	『香取神宮祭祀式』	月日(新暦)	『明治十八年制定』
十月十八日	大饗祭當切封祭事		
十月二十三日	大饗祭當奉行寄合		
十月廿五日	大饗祭當神招神事		
十月晦日	神事始	十二月 日	大饗祭神事始
	大饗祭當献備魚鳥	十二月 日	大饗祭神饌調進
	切盛		
	大饗祭當大御饌護送		
	大饗大御饌神事	十二月 日	大饗祭
十一月朔日	相撲祭當大饗祭當		
	献備切盛		
	相撲大饗賀詞祭	十二月 日	賀詞祭
十一月三日	大饗祭當神送神事		
	夜神事		
十一月四日	御扉開神事		
十一月五日	御扉鎮神事		

(表五)からも分かるように、大饗祭の祭典規模はその

数のからみても大幅な規模縮小と言えそうである。ここでまず、旧儀祭典それぞれの内容に簡単にではあるが触れておきたい。

大饗祭の始まる前、祭典に奉る神酒を「祭當」が封切し中身を確かめるのが、「大饗祭當切封祭事」である。<sup>(36)</sup>酒の封切りは祭當邸宅で行われ、以下、「大饗祭當奉行寄合」「大饗祭當神招神事」「大饗祭當献備魚鳥切盛」「大饗祭當大御饌護送」はすべて祭當邸宅での神事である。

酒の封切が終わると、大宮司・大禰宜、奉行と呼ばれる惣檢校・權之介らを邸宅に呼び、酒宴も兼ねた会合が「大饗祭當奉行寄合」である。<sup>(37)</sup>次に祭當邸宅の假殿にて、神をおぎ招く「大饗祭當神招神事」が行われる。<sup>(38)</sup>その後、神饌の準備として「大饗祭當献備魚鳥切盛」が、炊いだ御飯を櫃に収め、<sup>(39)</sup>祭當邸宅より香取神宮へお運びする「大饗祭當大御饌護送」が行われ、大饗祭の準備が整う。

「大饗大御饌神事」では、本殿前庭上に大宮司・大禰宜以下祀職すべてが出動し、祭典が開始される。この祭典は神饌献供が中心となっており、「大饗祭當大御饌護送」にて本宮に送られた御飯が巻行器に詰められ、「大饗祭當献備魚鳥切盛」にて設えられた神饌が庭上に設けられた机に献饌される。前日に行われている「相撲大御饌神事」は「大饗大御饌神事」神饌品目は同じであるが、神舞が無い

などの相違点がある。

これら神事が終わると、相撲祭當・大饗祭當共に、「相撲祭當大饗祭當献備切盛」を行い、「相撲大饗賀詞祭」にて奉る神饌を設える。翌日、「相撲大饗賀詞祭」が行われ、大饗神事同じく大宮司以下祀職すべて奉仕する。この祭典が終わると、「大饗祭當神招神事」でおぎ招いた神をお送りする「大饗祭當神送神事」が祭當邸宅にて行われる。同日、本宮にて「夜神事」を行い、翌日から二日かけて「御扉開神事」「御扉鎮神事」が行われ、一連の祭典が終了する。

大饗神事の中心は、「大饗大御饌神事」であり、祭典の中心は神饌献供である。その神饌が祭當邸宅にて設えられ、神事化していることから「祭當」が持つ役割と、大饗神事が「五箇度の大神事」として重きを置かれる様子が見て取れる。

この大饗神事が、明治に入ると大幅な規模縮小を余儀なくされ、僅かに「大饗祭神事始」「大饗祭神饌調進」「大饗祭」「賀詞祭」にまで祭典が縮小している。では、実際の式次第はどのように変わったのか。

まず、「大饗祭當切封祭事」「大饗祭當奉行寄合」「大饗祭當神招神事」は祭典として廃止されている。これは、「祭當」という旧祀職における制度が実質意味をなさなく

なつた為と推察される。よつて明治十八年制定の新式では「大饗祭神事始」から始められる。旧儀における「神事始」は相撲祭當・大饗祭當が共に出社、庭上に祀職らが着座の後、祭典が始まる。祭典に際しては両祭當が御神酒を「十一提」、「御肴大根」「御肴柚」等を献じている。一方明治十八年の新式では、まず祭場は庭上ではなく「殿上」となっている。おそらく拝殿であろうが旧儀とは大きく異なっている。また、旧儀の「神事始」には大宮司・大禰宜らは奉仕せず、奉行らが祭典に奉仕している。新式では「宮司已下」とあるから、宮司・禰宜らが祭典に奉仕したものと推察される。神饌については、旧儀と同じく「柚」「大根切干」が備えられているほか、新たに「饌米」「魚」「鳥」「鹽水」が品目に加えられている。

次に「神饌調進式」の次第を「大饗祭當献備魚鳥切盛」と比べてみる。「神饌調進式」は、「社務正庁」にて行われる。旧来の「大饗祭當献備魚鳥切盛」では祭當邸宅にて行われていたが、「祭當」の制度が無くなつた為、本宮にて調進式を執り行つたと推察される。「神饌調進式」は、菰を敷いた上に「眞菜板二面」を並べ、神饌に用いる「鮭魚及干魚」を「眞菜板」の上に置き、土器に盛つた酒を置いて御饌津神に祭詞を奏じた後に、神饌の調進を開始する。旧儀では、これらを祭當邸宅にて執り行い、神饌を整えて

ゆく。

さて当日の大饗祭は、午後三時より「祀祐社員大御饌捧ノ儀」から始まる。この「祀祐社」とは、旧社家が組織した互助組織で、旧儀の伝承と保護のために組織された団体である。<sup>(40)</sup>その祀祐社の「幹事」が先行し、婦女らが御饌の入つた櫃を捧げ持つて神門へ参入する。旧儀では、祭當宅から護送される次第であつたが、旧社家の人間が先導してそれを行つている点が異なる。大御饌を運び終えると、準備が整うと、午後六時庭上に菰を敷き、篝火を灯して祭場の設営を行う。また殿上にも菰・案を鋪設しておく。祭典時刻になると宮司已下の神職及び祀祐社員が庭上の座に着座、祭典が開始される。まず、禰宜以下祀祐社員らが巻行器の大御饌を献じ、続いて神酒などの神饌を順次殿上に備えてゆく。旧来ならば、これら大御饌をはじめとする神饌は、庭上に鋪設された机などに捧げられるが、新式においてはすべて「殿上」への献供となっている。神饌献供が済むと宮司祝詞奏上・拝礼し、以下禰宜・祀祐社員らが拝礼を行う。拝礼終わりに後、庭上中央にて神舞が舞われる。この神舞は、旧来大饗神事においては行われなかつたが、新式になつて舞われるようになったようである。神舞が終わると、撤饌、各員退下して祭典が終わる。本来庭上にて行う祭礼であつたが、各員の座のみが庭上に設けられ、神

饌献供は殿上にて行われる形式に変更されていることが窺える。また、旧社家の祀祐社員が祭礼に参与、大御饌捧など旧来の行事を行っている点も注目すべき点である。

以上、大饗祭が明治に入ってからどのように変更されたかを見てきた。

とりわけ特徴があるのは、「祭當」に関わる各祭典の廃止である。神饌の献供が大饗神事を中心であり、その神饌の調進も「祭當」が本来負う役割であったが、神官の削減によって「祭當」の制度そのものが実質意味をなさなくなり、また「祭當」が行ってきた神事もそれに伴い廃止せざるを得なかったことが推察される。

このように、大饗祭の場合特に大規模な祭典であったことから、その規模縮小の度合いは大きく見える。旧儀における儀礼的意義の面から考えれば、相撲神事との関連性の喪失とそれに伴う大饗祭と賀詞祭の関連性の希薄化が浮き彫りとなってくる。しかし、「五箇度の大神事」の内、中世より歴史を持った大饗祭が存続されたことを考えると、大饗祭が如何に重儀であったことが窺える。「祭當」制度の廃止により、神饌調進の儀式は簡素される一方ではあったが、神饌の形式は旧儀の様相を残す形になっている。そこからは、如何に祭典規模縮小しつつも、旧来の祭典を存続させるか、という祭祀改変に携わる奉仕者の意図が見

えてくる。

## 五、祭祀存続と規模縮小

香取神宮における祭祀改変は、その実情として祭典規模の縮小が中心であったことは確認できた。また、その祭祀改変が、明治期における香取神宮の経済・神官などの体制の変化を背景事情としていると推察される。ただここで、考えておきたいのは、祭祀改変の意図である。確かに祭祀改変は、祭典規模を縮小し、奉仕者の状況に合わせて祭典を行うための措置と推察される。それは正月元三・相撲神事の廃止、大饗祭の祭典規模縮小という事実から、考えられる。しかし、単に祭典規模を縮小するのみであるならば、何故『香取神宮年中御祭典儀式帳』などの旧儀次第を書き記した書物が香取神宮に伝えられ、祀祐社という祭典を補助するための組織が結成されたのか。

それは、祭典規模縮小を伴う祭祀改変が、旧来の祭典を如何に存続させてゆくかという奉仕者の意図が、あったのではないだろうか。

まず、第一に祭祀改変を何故行つたのか。官祭の執行が滞りなくできれば、「神社は国家の宗祀」という当時の方針は維持できる。定額金の下付にて十分神社を維持できるし、むしろそれが望ましいとさえ考えられる。しかし、香

取神宮では、明治十八年に至り官祭も含め、旧来の祭祀を含めた年中祭典を定めた。それは、単純に考えて、旧儀を存続しようとする意図が、祭祀改変の根底にあったのではないかと考えられる。無論、それに伴う言説が有るわけではない。ただ、『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』序文の最後には、「然ト雖モ、後世尚ホ古式ヲ興シ、舊儀ヲ復ス事アラハ幸甚」とあり、そこに奉仕する神職たちの意図が透けて見えてくる。

そして第二に、何故明治という時期に旧儀を多く書き残したのか。香取神宮では中世より『香取年中神事目録』や『神事雜記』などの年中祭典を記した文書が『香取文書』の内に残されている。しかし、明治期に入ってから旧儀祭典の書物は、中世のものとは比べ祭式の次第や、奉仕する神職の数、神饌の内容など、充実したものとなっている。では、これら書物が書き残された意図は何だったのか。これら書物の中で『香取神宮祭祀式』や『香取神宮年中御祭典儀式帳』は神祇官や宮谷縣に提出する書類であった。しかし、『香取宮年中祭典記』『維新前年中祭典式稿』『祭典舊儀下調査』などの書物は、提出書類の類ではない。ならば、これらの書物は何らかの意図があって、書き残されたことと推察できよう。明治に入り、旧儀の存続は難しくなったことも考えれば、紙面や絵図で記録として残しておくのが

穏当であったと推察される。となれば、「然ト雖モ、後世尚ホ古式ヲ興シ、舊儀ヲ復ス事アラハ幸甚」という言葉の意味も必然的に生きてくる。紙面で旧儀の詳細を残してあるならば、いつか旧儀に復する機運ある時に参考になるのである。

このように見てゆくと、如何様にして旧儀を存続させ、また旧儀を記録としてとどめて、祭典を存続させてゆくか、という意図が推察されるのである。

## 六、まとめに

明治期における香取神宮の祭祀改変を取り上げ、その経緯、背景事情を考察した。

旧来、香取神宮は八十六の祀職にて九十六の年中祭典を支えてきた。しかし、明治に入り、「神社は国家の宗祀」という基本方針の下に、旧来の祀職は解職され、古く伝来してきた神領も国家へと返上することとなった。そのような時代状況で、祭典を如何に存続させていくか、それが香取神宮における祭祀改変であった。

その実は大規模な祭典規模の縮小であった。「五箇度の大神事」と呼ばれた重儀は神幸祭・大饗祭の二祭が残るのみとなり、大饗祭ですらも「祭當」制度の廃止によって、大幅な祭典規模縮小が図られた。多くの祭典が、規模の縮

小あるいは廃止を図られ改変が進められ、明治十八年には新式が制定される運びとなった。祭典の数・祭典そのものの規模を考えれば、衰退とも取れよう。しかし、この改変は一つの目的に添っていたと推察される。それは、如何に香取神宮の旧来の祭典を存続させるか、という点であった。

祭祀を縮小させあるいは廃止を行ったのは、旧儀のままに奉仕すれば祭祀の執行が危ぶまれ故の方策であったと考えられる。それは、明治期に入り旧儀祭典の記録書が多く書き残され、また旧社家による祀祐社が祭典を補助し、旧儀を損なわないようにするなど、端々に祭典の存続を意図した結果としての記録・動きが見て取れる。無論、祭祀改変についての言説や思想が記録類に記されているか、と言えさうではない。ただ、「慣例ノ儀式盛大ニシテ、奉務ノ職員僅少ナルカ故ニ、祀典ヲ全フスル事能ハス、」という危機意識の下、「依テ謹テ舊章ニ由リ、時宜ヲ斟酌シ、而テ更ニ制ヲ立テ、式ヲ定メ」たのは当時香取神宮に奉仕していた人々である。そこには、ただ奉仕できる状況にしようとする機械的に縮小したわけではなく、神職として「祀典ヲ全フ」する為に、よりよい形で祭典を縮小したことが、『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』の序文から汲みとることができるよう。

櫻井は明治期の改変について、「古来の旧儀は新しい神

学のもとで大きく改変を受けざるを得なかった」という。確かにその一面はある。それはすでに、平井・中西が論じている如くである。しかし、香取神宮の場合少なくとも、ただ「改変を受け」たのではなく、奉仕者自らが祭祀を改変してゆくことで、旧儀を残し、祭典を存続し、祭りの火を絶やさなかった、と言う意図があったのではないだろうか。

現在、香取神宮では、明治に廃絶された「五箇度の大神事」の一つ、新飯神事が戦後再興され、執り行われている。

#### 註

- (1) 『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二巻』三秀社 昭和十九年）から表を作成した。
- (2) 『維新前年中行祭典式稿』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二巻』三秀社 昭和十九年）
- (3) 『香取宮年中祭典記』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二巻』三秀社 昭和十九年）
- (4) 『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二巻』三秀社 昭和十九年）二百七十九～二百八十頁
- (5) 中西正幸「神宮祭祀の研究」国書刊行会 平成十九年 七章明治の新祭祀 に当時の神宮御改正の様子とそれに伴う明治新祭式の制定の経緯が論じられている。

- (6) 櫻井勝之進「神社祭祀研究覚え書き」(『現代神道研究集成 祭祀研究編Ⅱ』平成十一年 神社新報社) 四十六頁
- (7) 櫻井勝之進「神社祭祀研究覚え書き」(『現代神道研究集成 祭祀研究編Ⅱ』平成十一年 神社新報社) 四十六頁、四十七頁
- (8) 平井直房「特殊神事の姿容―出雲国造の新嘗会と火継ぎ神事をめぐって―」(『神道宗教』百二十号 昭和六十年) 中西正幸『神宮祭祀の研究』国書刊行会 平成十九年
- (9) 前掲註(8) 一頁
- (10) 前掲註(9) 五百九十九頁
- (11) 前掲註(7) 四十七頁
- (12) 前掲註(7) 四十七頁
- (13) 前掲註(7) 四十七頁
- (14) 「五箇度の大神事」については『香取志』「大御扉開」の項に(竹内秀雄校註『神道大系 神社編 香取・鹿嶋』神道大系編纂会 昭和五十九年 二百二十七頁)

大御扉開

同夜(正月元日)にあり。神宮の祭祀に正殿の御扉を開奉る事一年に五度あり。是を五箇度の大神事と稱して、九十餘度の中に最も尊み重みして、大宮司・大欄宜両家より始めて神官五十餘人末々に至迄、都て百人許各預る所あり。沐浴齋戒して謹みて厳祭れり。是を大御扉開神事と云。正月元日・三月御幸・四月四日・八月新嘗・十一月四日也。括弧内筆者

とあり、香取神宮年中祭典における重儀であった。また、「正月元三・相撲・大饗、是を三箇の大神事、神楽共云」

と「香取志」「元三」の項にあり、正月元三神事が重儀としてとらえられたことが窺える。

- (15) 「香取年中行事絵巻」(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二巻』三秀社 昭和十九年)
- (16) 「香取官年中祭典記」(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二巻』三秀社 昭和十九年)
- (17) 「香取官年中祭典記」(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二巻』三秀社 昭和十九年 四百四十九頁)
- (18) 「正月七日 御神符神事」の項には、祭當邸宅の門前に掲げられる札が絵で記されており、札には「禁汚穢不淨徒入門内元三御祭當何某職」と書かれ、潔斎の生活が行われていたことが分かる。
- (19) 「香取官年中祭典記」(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二巻』三秀社 昭和十九年 四百四十一頁)
- (20) 「正月七日 御神符神事」の項に「来當者、元三祭當・大饗祭當・相撲祭當・新嘗祭當也、外二側高社祭當十一月七日堀川命婦毎歳祭也」とあり、「五箇度の大神事」に祭當が選ばれることが分かる。選ばれた祀職は、大宮司・大欄宜・權欄宜・物申祝・行事權宜・録司代・田所・案主の花押を押しした「御神符」をうけ、自宅にある假殿へと奉斎、潔斎の生活を行う。
- (21) 「香取名所圖絵」(香取神宮社務所編『香取群書集成 第三巻』香取神宮社務所 昭和五十五年 五百七十頁)「神領」の項を参照した。
- (22) (表三)に關しては、『香取名所圖絵』(香取神宮社務所編『香取群書集成 第三巻』香取神宮社務所 昭和五十五年 五百八十五頁)「舊神官家の職名附職制」及び、

『香取宮年中祭典記』（官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年 二百九十五頁）「司召御祭事」の項を参照し、作成した。

(21) 『香取名所圖絵』（香取神宮社務所編『香取群書集成 第三卷』香取神宮社務所 昭和十五年 五百七十一～五百七十二頁）「祭祀用途」の項、及び香取神宮社務所編『新修 香取神宮小史』（香取神宮社務所 平成十四年）十三頁「祭祀用途」の項、香取神宮社務所編『香取群書集成 第五卷』香取神宮社務所 昭和六十三年 九百三十七頁「伊能頼則年譜」を参照した。

(22) 千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料 近代編 明治初期一』（千葉県 昭和四十三年）二百二十四頁

(23) 香取神宮社務所編『香取群書集成 第五卷』香取神宮社務所 昭和六十三年 九百三十七～九百三十八頁

(24) 香取神宮社務所編『香取群書集成 第五卷』香取神宮社務所 昭和六十三年 九百三十七～九百三十八頁

(25) 千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料 近代編 明治初期三』（千葉県 昭和四十五年）四百七十九頁に

八月八日 香取神宮例祭ニ付参向并祭式執行ヲ達ス  
其文に曰

大属木間瀬柔三  
本月香取神宮例祭ニ付長官代トシテ参向  
申付候事

香取神宮一社中  
本月二十日其神宮例祭代参トシテ大属木間瀬柔三差  
向候条祭式執行可有之此段相達候事

とあり、神社祭式が布達して間もない時期、香取神宮の例祭日が八月二十日であることが窺える。この例祭日は、明治六年（一八七三）六月二十四日に定められ（香取神宮社務所編『香取群書集成 第五卷』香取神宮社務所 昭和六十三年 九百三十八頁）だが、明治十四年（一八八一）十一月十九日に内務卿山田顕義より例祭日を四月十四日とする旨が達せられた。因みに旧例祭日である八月二十日は旧暦八月上子・上丑にあたり、「五箇度の大神事」の一つ、新飯神事の祭日であった。一方、四月十四日は明治八年（一八七五）より再興された神幸祭の祭日であった。

(26) 千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料 近代編 明治初期三』（千葉県 昭和四十五年）四百八十二頁に

大属木間瀬柔三  
本月二十三日香取神宮新嘗祭ニ付長官代トシテ参向  
申付候事

とあり、官祭である新嘗祭が執行、長官代が参向していたことが窺える。

(27) 新飯神事の儀礼的意義については拙稿「香取神宮新飯神事の儀礼的意義―大饗祭との比較において―」（國學院大學大学院紀要―文学研究科―）第四十一輯 平成二十二年）にて、新飯神事が早稲を奉る儀礼であり、大饗神事が晚稲を奉る儀礼としての意義を有していたことを論じた。そのことから照らし合わせると、新嘗儀礼が重複

する形となり、儀礼上は不自然な状態を生み出している  
と指摘できる。

(28) 『香取神宮祭祀式』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群  
書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 奥書には

明治二年己巳歳七月、奉<sub>二</sub>神祇官<sub>一</sub>、吾

神宮預<sub>二</sub>祭祀之人々<sub>一</sub>依<sub>二</sub>諸家之記録<sub>一</sub>編<sub>二</sub>緝祭典一卷<sub>一</sub>、

以<sub>二</sub>保禮長官之表<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>官也<sub>一</sub>爾大中臣義風宇斯

以其草稿、模<sub>二</sub>寫一冊<sub>一</sub>収<sub>二</sub>庫櫃<sub>一</sub>予<sub>レ</sub>懇借之、頼<sub>二</sub>中臣

實順兄、乞<sub>二</sub>再寫之勞<sub>一</sub>、置<sub>二</sub>藏函<sub>一</sub>之、以永傳<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>

云々

分神飯司鑰取中臣泰歳

己巳歳葉月

分神飯司蔵

とあり、『香取神宮祭祀式』が神祇官提出のため、各祀  
職家が記録編じて祭典記一卷としてまとめ上げたもので  
あることが分かる。この書の体裁は、各祭典の式次第・  
神饌・奉仕の祀職などを簡便にまとめ上げたものである。

(29) 『香取神宮年中御祭典儀式帳』(官幣大社香取神宮社務所  
編『香取群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 解題

によれば、明治四年八月に大宮司香取保禮、大禰宜香取  
國雄の連書にて書かれたもので宮谷縣か神祇官(もしくは  
は神祇省)あてに提出したものとされる。体裁は、『香  
取神宮祭祀式』と同様、式次第・神饌などが列記された  
もの。

(30) 『香取宮年中祭典記』(官幣大社香取神宮社務所編『香取

群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 解題によれば、  
明治四年頃、旧録司代家の香取豊敏が記したものの『香  
取神宮祭祀式』『香取神宮年中御祭典儀式帳』とは異なり、  
絵図が中心となっており、往時における祭祀が如何様な  
ものであったかよくわかる。

(31)

『維新前年中祭典式稿』(官幣大社香取神宮社務所編『香  
取群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 解題によれ  
ば、明治十七年、香取神宮禰宜であつた伊藤泰歳により  
しるされたもの。『香取宮年中祭典記』の如き絵図こそ  
ないが、『香取神宮祭祀式』『香取神宮年中御祭典儀式帳』  
のような祭式次第を羅列する体でもなく、祭式作法など  
の儀註が記されている。解題では、「本書は前述の如く  
明治十七年に成つたものであるが、これより義泰歳は本  
宮造營の年歴・祭典の舊儀等の調査編纂に従事するところ  
があつた。殊に祭儀に関しては維新以後神社の改革が  
行はれて到底古制の如くには奉仕することが困難となつ  
たので、古儀を調査し時の宜しきに従つて新祭式を制定  
する要が生じたのである。(中略)恐らくかうした要求  
に應じて調査編述せられたものであらう。」と推察して  
いる。

(32)

『祭典舊儀下調査』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群  
書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 解題によれば、  
明治十六、七年頃に伊藤泰歳により編述されたもの。『維  
新前年中祭典式稿』とはまた異なり、祭祀の由来沿革を  
簡単に述べている。

(33)

香取神宮神幸祭は、明治八年(一八七五)四月十四日に  
再興された。(香取神宮社務所編『香取群書集成 第五

「香取神宮社務所 昭和六十三年 九百三十八頁」伊能類則年譜)

(34) (表四) に関しては、香取神宮社務所編『香取群書集成 第五卷』香取神宮社務所 昭和六十三年 四十四～四十六頁に載る表を参考に筆者が手を加えて作成した。

(35) 香取神宮社務所編『香取群書集成 第五卷』香取神宮社務所 昭和六十三年 三百六十八頁

(36) 「大饗祭當切封祭事」について『維新前年中祭典式稿』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 七十四頁には、神事当日「祭祝」(祭當) 邸宅に田所ら祀職が集まり饗膳を行った後、「齋殿」(假殿) の坐に着座。祀職の酒司が酒桶の封を開いて神酒を汲み出し、それを「祭祝」が「齋殿」上床に供えたと云う祭りが行われている。

(37) 「大饗祭當奉行寄合」について『維新前年中祭典式稿』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 七十七頁には、權禰宜らが「祭祝」邸宅に集合、三奉行(録司代・田所・案主) が「祭祝」を呼び「神献諸品」の点検、諸注意を行った後、饗膳、饗膳の後まな板を用いた儀礼が行われている。

(38) 「大饗祭當神招神事」『維新前年中祭典式稿』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 七十九頁「相撲祭當降神々事」の項には「其儀而新飯祭當降神々事に同し」とあり、六十八～七十頁を確認すると、その次第が記されている。「大饗祭當神招神事」別名「おみふだおろしの神事」と云い、祭當邸宅の假殿にて、物申祝が降神の儀礼を行っていることが

窺える。

(39) 「大饗祭當献備鳥島切盛」について『維新前年中祭典式稿』(官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 八十一頁には、同日に「大御饗炊」と「献備物切盛」が祭當邸宅にて行われ、大御饗の調饗、神饗の調理が行われている。「大御饗炊」の際には、まず假炊屋に清火を鑽り、鼎の下に焚く。その後、神官らは行水して身を清め、大御饗の調饗に入る。鼎は釜ではなく鍋なので、米は茹でられていることが分かる。茹でた米は箆にて取られ、「真薦筵」の上に移され冷ました後、行器にうつされる。これを五斗五升炊ぐ。次に神饗調理は、まず調理場の舗設として酒で清め菰を敷き、そこにまな板を置いて場所を設える。祀職の田所がまな板を前にして御饗津神を奉る祝詞を述べて後、調理が始まる。

(40) 祀祐社については、官幣大社香取神宮社務所編『香取群書集成 第二卷』三秀社 昭和十九年) 後記の三頁に、「(前略) 然し以上の如き神事も、明治初年の改革に因つて、到底舊儀のまゝに奉仕するのが困難となり、或は廃絶に至る運命に在つたと聞いてゐた。それは、第一に奉仕に多くの人員を必要とし、また特別の神饗等には多額の費用を要したからであつた。祀祐社が組織されたのも是等の為であり、宮司香取保禮大人、權宜伊藤泰歳翁が社員と熟議の結果、大饗祭等の祭典費は同社の指定寄付金を以て支辨することになつたのである」とあり、祀祐社の意義とその背景事情がうかがい知れる。

(國學院大學大学院博士課程後期)